

国民所得統計に含まれる帰属サービスの範囲およびその配分について

(金融保険小委員会資料)

I 国民所得統計に含まれる帰属サービスの範囲

(A) SNA

(1) 金融保険業

生保、銀行および類似金融仲介業 (34 ページ)

(2) 住宅所有

(i) 所有者使用の住宅 (26 ページ)

(ii) 一般政府が所有・使用する建物

(事務所建物、学校、病院のような建物だけで、歴史的な建物や博物館などはふくまれない)

(27 ページ)

(B) アメリカ商務省

(1) 金融・保険業

銀行、投資信託、生保

具体的には次のとおり (100 ページ)

*Commercial banks*

*Federal Reserve Banks*

*Finance m. e. c*

*Stock life insurance carriers*

*Mutual savings banks*

*Mutual life insurance carriers*

*Savings and loan associations*

*Credit unions*

(2) 住宅所有

個人のみを計上している。

(備考、一般政府の建物を計上しないのは、政府資本形成の項目がなく、したがって一般政府建物の建築は、すべて政府経常購入にふくめる取りあつかいをとっていることと関連している。)

(C) イギリス

(1) 金融・保険業

保険業いはすべて、帰属計算をおこなっていないようである。

(備考)

銀行などの金融機関 (*banks, discount houses, finance houses, issuing houses, hire purchase finance companies investment trusts, insurance companies and building societies*) については、特殊な取り扱いをしているので、その方法にかんする説明 (とくに 144 ~ 146 ページ) を摘訳しておく。

「このような解決の方法 (帰属サービスの取りあつかいをする一訳者) を一貫してとるとすると、“金融サービス”の手数料 (*charge*) を、個々の産業や部門に配分することが

必要になる。このような配分<sup>(註)</sup>を決定する客観的根拠はあきらかに存在しない。年間ほぼ400万ポンドにのぼるこれらの帰属手数料について、純粋に仮定的な配分をおこなうことは、金融機関が毎年確実に欠損するように表現されるパラドックスよりもっとミスリードすることとなるであろう。

Blue Book, 1955年版の表14は産業源泉別国内総生産の分布をあらわしているが、そこでは1954年の“保険・銀行・金融業（不動産業を含む）”の地位を次のようにしめしている。

|                                                 | 百万ポンド |
|-------------------------------------------------|-------|
| 1. Income from employment                       | 322   |
| 2. gross profits and other income               | 869   |
| 3. Rent                                         | 168   |
| 4. adjustment for net interest                  | -368  |
| 5. Total contribution to gross domestic product | 471   |

(註) SNAやD.E.F.C.の標準方式はこの原則で金融手数料の帰属をおこなうことを勧告し、この手数料は各産業または部門の保有する銀行預金に比例して配分するよう示唆している。この方法は実際にアメリカの勘定で採用されている。しかしイギリスでは、銀行預金の分布にかんする資料もえられないし、またこのような帰属の根拠が必ずリアリステックであるともおもわれない。

## II 金融・保険業の帰属サービスの配分について

銀行などの金融機関の帰属サービスは、原則として預金者にたいして、その預金額に比例して配分（「販売」）される。保険については、契約保険金または保険料に比例して配分されるべきであろう。  
④) SNAはこの問題の一般的性質について次のように述べている。

「国内総生産にたいする銀行などの寄与分は、雇業者報酬、利潤、純貸付料、および固定資本減耗引当金の総額として、評価されるが、このさいその評価は、銀行の預金者がうける預金利子を上まわるところの、銀行の投資収入の超過分に等しいサービス料を、預金者に帰属させることによっておこなわれる。ついでこの帰属サービス料は企業と家計とに分割される。企業の分として分割された部分は、企業の費用となり、その額だけ企業の利潤を減少させる。帰属利子受取り（それは帰属サービス手数料に等しい）は、企業の処分勘定に記入され、したがって企業の貯蓄を変えることはない。家計に分割された部分は家計消費の一項目となるが、これは同額の帰属利子項目によって所得面とバランスさせられる。したがってこの取り扱いの一般的効果は、家計にたいする帰属サービス手数料の額だけ、国内総生産およびその他の業計値を増大するということである。この原理を適用するさいに生ずる主な問題は、統計的性格に属するものであつて、それは、帰属を配分するための都合のよい基準となるであろうところの、銀行預金の分布にかんする統計がめったに入手できないという事実から生ずる。しかしながらたいしての国では、そ

の総額は小さいものであり、またその不正確さが他の項目の推計方法において生ずるものよりもより大きいということはほとんどないから、たいていはあてはまり、比較的容易に使用しうる基準を用いることで満足すべきであろう。」(SNA, 31ページ)

上記の引用から、銀行の帰属サービスが、家計と企業の預金者に配分されることはあきらかであるが、一般政府の預金についてはどのような取りあつかいをしてよいだろうか。一般政府にたいしても、その預金額に比例して帰属サービスを配分すべきであるとも考えられるが、この点についてSNAは明記していない。しかし次に引用する文章から、この一般政府への配分の根拠が示唆されているようにもおもわれる。なお、貸出の源資を政府出資または融資のみに依存し、預金業務をおこなわない政府金融機関の帰属サービス配分はどうしたらよいか。政府預金のほかに同様にあつかうべきかどうか。

general government income from property and entrepreneur ship (flow 2.6)

248. This flow records the sums receivable by the general government from government enterprises as well as the net rent, interest and dividends accruing to it from the ownership of buildings on financial assets

(34ページ)

Rent, interest and dividends (item 6.D)

251. Comprises all income accruing to the general government in its capacity as an owner of financial assets, land and buildings as well as imputed net rent on buildings owned and occupied by the government.

(35ページ)

(B) アメリカ

銀行などの金融仲介業の帰属サービスにかんする配分の取りあつかいは、SNAとほぼ同様である。生保は一括、家計へ配分される。一般政府の預金にかんしては、すこし変わった取りあつかいをしているようであるので、それにかんする説明を紹介しておく。

「帰属の流れを詳細に追求してゆくさいには、次の点を注意する必要がある。すなわち、商業銀行と政府のあいだには、帰属利子と帰属サービス手数料との取引があるとは考えないで、そのかわりにこの取引は商業銀行と個人受領者とのあいだにおこなわれるものとして取り扱われるという点である。」(100ページ)

産業別国民所得(要素費用表示の国内純生産)三次産業部門案

(第三次産業部会表章形式小委員会資料)

| 現行国民所得                                    | カ 一 案                                                            | カ 二 案                                                                         | SNA                                                                                                                                                                                                                                    | 備 考                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運輸通信その他公益事業<br>卸小売業<br>金融不動産業<br>サービス業その他 | 電気ガス水道業<br>運輸通信業<br>卸小売業<br>金融保険不動産業<br>(住宅所有)<br>公務<br>サービス業その他 | 電気ガス水道業<br>運輸業<br>通信業<br>卸小売業<br>金融保険不動産業<br>(住宅所有)<br>医療教育<br>その他サービス業<br>公務 | 電気ガス { 電灯および電力<br>カス製造供給<br>蒸気, 水道, 衛生<br>運輸通信 { 水上輸送<br>鉄道輸送<br>その他輸送倉庫<br>通 信<br>卸小売 { 卸 売<br>小 売<br>金融不動産 { 銀行, その他金融<br>保 険<br>不 動 産<br>住宅所有<br>行政国防<br>サービス { 教 育<br>医療保健<br>リクリエーション娯楽<br>家 孝<br>旅館食堂<br>個人サービス<br>宗教, 福祉, その他団体 | 通信 ラジオ・テレビ放送を含んでいるが<br>SNAではリクリエーション娯楽に含ま<br>れる。<br>飲食店 国民所得では卸小売に含まれるが<br>SNAでは旅館食堂に含まれる。<br>不動産賃貸業 国民所得では不動産業に含<br>めているが, 産業連関では含めていない。<br>国民所得では住宅所有を別掲せず不動産<br>産業に含めている。<br>OEEC方式では, 医療教育を特掲し<br>ているが, 日本では労働力調査, 国税庁<br>資料, 法人, 統計等は, サービス業ノ本 |

## 問題点

### 1. 第三次産業の範囲の概念

電気・ガス・水道はサービスを提供する産業というよりも、物の生産に準じた産業と考えられ、第三次産業から除くという意見がある。

### 2. ラジオ、テレビ等放送の取扱

標準産業分類 国民所得では通信業に分類

SNA 米国ではサービス業中、レクリエーション・娯楽に分類

### 3. 不動産の取りあつかい。

国民所得では、標準産業分類の不動産業と住宅所有をあわせて不動産業に分類している。これにたいし SNA および産業連関表では、不動産の所有のいかんをとわず、不動産賃貸分をその使用している生産部門に帰属させることとしている。

### 4. 配列

日本標準産業分類 卸小売、金融保険、不動産、運輸通信、電気・ガス・水道、サービス、公務

SNA および第1次産業、電気・ガス、運輸通信、卸小売、金融保険・不動産、公務、サービス

### 5. 駐留軍労働者の取扱

国民所得では国内労働者とみなしてサービス業に含めている。

参考 基礎資料の産業分類

毎月勤労統計 1. 卸小売 2. 金融保険 3. 運輸通信 4. 電気ガス水道

税務統計 (個人申告) 1. 卸売 2. 小売 3. 飲食 4. 不動産 5. 金融 6. 運輸 7. 旅館 8. 貸席 9. その他サービス

労働力調査 1. 卸小売金融不動産 2. 運輸通信電気ガス水道 3. サービス 4. 公務

税務統計 (会社表)

1. 卸小売 (卸 商品小売, 衣服小売, 食料小売, 飲食店, その他) 2. 金融 3. 証券商品取引 4. 不動産  
5. 運輸その他公益 6. 営利的サービス 7. 医療保険 8. その他サービス 9. その他

法人企業統計 1. 卸売 2. 小売 3. 不動産 4. 運輸通信 5. 水運 6. 電気 7. ガス 8. サービス

全国銀行貸出残高 1. 卸売 2. 小売 3. 金融保険 4. 不動産 5. 鉄道 6. 道路運送 7. 水運 8. 通信  
9. 電気 10. ガス 11. 旅館 12. 娯楽 13. 医療教育宗教非営利団体

# 金融機関生産物をめぐる帰属措置について (川口委員)

## (第3次産業部会資料 NO 3-1)

### 1. 金融機関の特殊性

(1) 単純化のために銀行を別にとると、銀行の主要業務は、預金者から受け入れた預金を貸し出して収益を得るのであるが、借り手を非金融的企業（以下単に企業と略稱）に限って見た場合、企業が銀行に支払う利子は、企業が生産した付加価値の一部であって、預金者の提供した資金の利用（広義の生産用役の一種）に対する報酬であるとみなされるのが普通である。したがって銀行の他の業務を無視すれば、銀行の総生産表の貸方（源泉）には、銀行生産物の売り上げはゼロ、銀行が営業のために他企業から財貨・用役を購入した経費だけがマイナス項目として記入され、銀行の付加価値生産額はマイナスとなる。（自ら生産せずに他企業が生産物を消費する）

(2) 銀行の総生産表の借方（配分）には、他企業から付加価値の配分を受けたものとして受け取り利子収入額がマイナス記入され、預金者への支払い利子、賃金・俸給、配当及び留保利潤等のプラス項目が、この他企業からの受け入れ付加価値の移転支払いであることを示す。（預金者の提供した資金用役に対する報酬である受け取り利子が、預金者には一部しか交付されず、残余は銀行の営業経費と利潤にあてられる）

オノ表

| 配 分     | 源 泉                 |
|---------|---------------------|
| 賃 金・俸 給 | 80                  |
| 支払利子純額  | (-) 150             |
| 受 取 利 子 | (-) 200             |
| 預 金 利 子 | 50                  |
| 総 利 潤   | 40                  |
| 総 生 産   | - 30                |
|         | (-) 他企業<br>よりの購入 30 |
|         | 総 生 産 - 30          |

(3) 要するに、銀行に限らず、金融機関一般の間接金融業務に限る限り、独自の生産活動がゼロと評価され、また預金者の提供資金に対する企業の支払い利子を金融機関が途中でカットすることの妥当性が明示されない、という特殊性がある。金融機関の有用性を非生産的有用性であると割り切る立場（同時に国民所得概念を物的生産面だけに限定する立場）から当然のことであるが、効用生産概念を採ることによって、国民所得を生産的側面からだけでなく厚生的側面からも問題にする近経的立場では、金融機関に生産的有用性を認めるような処理方法の要請されることが多い。

### 2 現行の処理方法と問題点

(1) SNA方式を始め、アメリカや日本の場合にも、原則として全

面的に、またイギリスの場合には保険業のみについて、いわゆる帰属という擬制的措置（貨幣的取引のないところにそれを擬制する措置）がとられている。帰属取引は、自家消費農産物や現物給与の場合のように、物財を対象とするものと、自家居住用役のようなサービスを対象とするものとに分けられるが、金融機関の場合にも、金融機関が生産するサービスの売買が想定される。

銀行の場合についていえば、他企業の付加価値から支払われた受け取り利子は、一部は貨幣利子（実際の預金利子）として、残余（実際には銀行の手許にカットされる部分）は帰属利子として、全額が預金者に支払われるものとみなす。この擬制は前記オの難点を解消させ、企業が資金の利用に対して支払う利子は、単に銀行を通過するだけとなる。

次に企業部門での資金の生産的利用とは全く別に、銀行部門で預金者向けに銀行サービスが生産され、預金者はこの帰属サービスの購入対価として、先に受け取った帰属利子に等しい金額を銀行に対して支払うものとみなす。したがって、銀行の総生産表の貸方に、銀行生産物売上げ金としてこの帰属手数料が記入され、銀行では帰属手数料が他企業よりの購入経費を超えるだけのプラスの付加価値が生産され、借方における配分の源泉となることになり、前記オの難点も解消する。

簡単のため、預金者をすべて家計であると仮定すれば、家計部門は預金という形で資金用役という一種の生産用役を供給することによって、貨幣利子に加えに帰属利子をも所得として受

オ 2 表

| 配 分     |         | 源 泉    |     |
|---------|---------|--------|-----|
| 賃 金・俸 給 | 80      | 帰属手数料  | 150 |
| 支払利子純額  | 0       | (-)他企業 |     |
| 受 取 利 子 | (-) 200 | よりの購入  | 30  |
|         | 預 金 利 子 | 200    |     |
| 貨 幣 利 子 | 50      |        |     |
|         | 帰 属 利 子 | 150    |     |
| 総 利 潤   | 40      |        |     |
| 総 生 産   | 120     | 総 生 産  | 120 |

け取ることになるから、個人所得、したがって国民所得は、帰属利子所得分だけふくらむことになる。

また、他方、銀行生産物としての帰属サービスは全額が消費用役となり、国民総生産と、そのうちの消費財・用役の生産額がそれだけふくらむと共に、家計の消費支出も同額だけ増大する。このことは、個人消費性向値の上昇（貯蓄性向値の低下）をもたらす。



表3 家計部門 銀行部門 企業部門 帰属措置設例

| 配分          | 源泉            | 配分       | 源泉              | 配分          | 源泉                 |
|-------------|---------------|----------|-----------------|-------------|--------------------|
| 消費支出 2,400  | 賃金・俸給 2,480   | 支取利息配額 0 | 帰属手数料収入 150     | 賃金・俸給 2,400 | 注産物地上 8,000        |
| 銀行帰属 1,500  | 配当 520        | 受取利息 200 | 料収入 150         | 支払利息控額 200  | 在庫品増加 400          |
| その他 2,350   | 利息 200        | 支払利息 200 | (-) 他企業よりの購入 30 | 税務償損 500    | (-) 他企業よりの購入 2,400 |
| 税・税外償損 400  | 貸付利息 50       | 貸付利息 50  | 賃金・俸給 80        | 総利潤 3,000   | 総生産 6,000          |
| 総貯蓄 400     | 帰属利息 150      | 帰属利息 150 | 賃金・俸給 80        | 総生産 6,000   | (6,000)            |
| 個人総支出 3,200 | 個人総所得 (3,050) | 賃金・俸給 80 | 総利潤(純) 40       | 総生産 6,000   | (6,000)            |
|             |               | 総生産 120  | 総生産 120         |             |                    |
|             |               | (-30)    | (-30)           |             |                    |

(注意) ( )内の数字は、帰属措置を行わない場合。なお国民総生産は、5970から6,120に増加

し、家計の可処分所得に対する消費性向と貯蓄性向は次のように変化する。

|            |        |        |
|------------|--------|--------|
| 帰属措置を行わぬ場合 | 個人消費性向 | 個人貯蓄性向 |
| 帰属措置を行った場合 | 84.9%  | 15.1%  |
|            | 85.7   | 14.3   |

(2) 上記のような処理方法は、インタマなどの主唱により、国民所得計算上の通念化している。

(注) dl. B. Lyntema: National Income Originating in Financial Intermediaries, in Studies in Income and Wealth, Vol 10, 1947.

しかし、クスネッツは、金融機関を個人の組合 (association of individuals) とみなす処理方法を提唱したことがある。また、コーランドは帰属措置を行わず、この部分を借り手企業が金融機関に支払う経費として、企業の総生産から差し引くべきだという示唆を行なったことがある。

(注) S. Kuznets: National Income in the United States, 1929-1935 (Bureau of Foreign and Domestic Commerce 1936)

M. A. Copeland: Concepts of National Income, in Studies in Income and Wealth, Vol. One. (N. B. E. R.), 1937.

イギリスの国民所得統計では、保険業以外の金融機関については帰属計算を行っていない。その理由は、もし帰属計算を行えば、帰属手数料の支払い(すなわち帰属サービスの購入)の、家計部門やその他の産業部門への配分を決定しなければならないが、そのための客観的根拠が存在しないことは明らかであり、取替に能率に假定的な配分を行なうことは、金融機関の総生産が更値をとること以上に問題が多いということである。上述の帰属措置では、銀行サービスを対預金者サービス(預金

保管と出納サービス等)とみなしているので、通常は、預金保有の部門別構成比で帰属サービス購入額の配分が行なわれるが、部門別構成比を算定する十分な資料がないばかりでなく、預金種類別または預金者別にサービス利用度が異なることを考えれば、このイギリスの方針も充分うなずけるところであろう。(上掲では預金保有者を家計に限定したので、この問題を無視した)

- (3) 帰属措置を行なう場合には、金融機関の種類によって、帰属利子や帰属サービスの性格が異なり、その扱え方も違って来るので、この面からも、理論的並びに実際的な多くの難問が生じる。
- (4) また、政府の金融機関に対する出資・融資分に際しても、帰属計算を行なうべきか否かという問題が生じる。アメリカでは政府分をすべて個人部門に帰属させているが、その論拠は明示されていない。
- (5) 銀行預金の保有者が企業である場合には、その購入する帰属サービスは中間生産物として、金融機関を含めた法人企業部門全体の連結勘定では相殺されてしまし、帰属利子も同様に相殺されてしまうから、帰属措置によって国民総生産が増加することはない。個人企業に關しても原理的にはそのはずだが、企業勘定の分離の分離が不可能であるから実際上は一般家計と同じ扱いにせざるをえない。したがって、預金保有者が個人企業を含む一般個人部門である場合に、帰属計算が国民総生産をふくらますことになる。この場合には、銀行の資金運用利率と預金利率との相対関係の変化によって、他の条件がすべて等しいにも拘わらず帰属利子、帰属サービスの類が変動し、国民所得と国民総生産を変化さ

せることになる。

- (6) アメリカやイギリスは、個人の小切手預金利用率が高いから、個人の預金保有便宜を重視する理由は理解できる。実際に、多くの場合、当座預金保有者は帰属手数料どころか、実際に貨幣手数料さえ支払っているのである。しかし日本の場合には、個人の当座預金利用は未だ極めて遅れており、個人の銀行預金に対する評はむしろ流動性と安全性の高い資金運用形態という点に成立すると考えられる。これらの流動性や安全性が銀行の提供するサービスであることはいうまでもないが、預金者がそれを考慮するのは他のいろいろな金融資産形態との相対利回り格差においてであつて、必ずしも銀行の貸出し金利と預金金利との開きにおいてであるとはいえないのではなからうか。

### 3 一つの提案

- (1) 金融機関生産物に関する帰属計算には、以上に見たように、①概念としての曖昧性、②帰属計算の客観的根拠となる資料の不充分性、③金融機関別の帰属方法や部門別配分についての実践的困難、④制度的または循環的理由によって運用利回りとの相対関係が変動することによって国民所得と国民総生産の総額が変化する点、⑤家計部門の消費性向や貯蓄性向への影響など、多くの難点が含まれている。そこで、これらの難点をできるだけ回避しながら、この場合の帰属計算の一つの目的である金融機関にプラスの生産的有用性を認めうるようにするという点を達成する別の処理方式を提案したい。

(2) 簡単のために銀行を例にとる。銀行部門の資金運用利子と預金利子との相きを銀行の生産物とみなす方法としては、これを預金者に対する帰属サービスという形で処理する方法と並んで、ちょうど正反対の方法が考えられる。すなわち、銀行は預金の利用という生産用役を預金者から購入し、大量集中と信用創造とを通じて貸付け資金の利用という生産財を生産し、これを他の財貨・用役の生産者たる企業、または消費者としての家計及至政府に販売すると考えるのである。

いま預金者が家計で借り手が企業である場合について見れば、家計部門では預金用役を企業に売って預金利子所得を得、銀行部門はこれに基づいて貸付資金用役を生産し、その売上げ金として貸出し利子の支払いを受ける。貸出し利子と預金利子の差額は、帰属というような擬制を行なうことなく、銀行の生産活動による付加価値分とみなされる。企業部門では、貸付資金用役という生産財を購入したのであるから、貸付金に対する支払い利子は、企業の付加価値の配分としてではなく、企業の生産費の一部として付加価値から除かれねばならない。すなわち、この措置を行なわない場合に較べて、企業の総生産は支払い利子分だけ減り、銀行の総生産は預金利子分だけ増大するが、銀行を含めた法人企業部門の総生産は不変であり、国民総生産や個人所得・個人支出等も、帰属計算の場合と異なり少しもふくらまない。したがって、銀行の運用利子と預金利子との相対関係の変化が、国民総生産や国民所得を変化させることもない。

表 4 この提案による設例

| 家 計 部 門     |             | 銀 行 部 門   |            |
|-------------|-------------|-----------|------------|
| 配 分         | 源 泉         | 配 分       | 源 泉        |
| 消費支出 2,250  | 賃金・俸給 2,400 | 支払預金利子 50 | 貸付利子収入 200 |
| 税・税外負担 400  | 配 当 520     | 賃金・俸給 80  | (1) 他企業    |
| 総貯蓄 400     | 預金利子 50     | 総利潤 40    | より購入 30    |
| 個人総支出 3,050 | 個人総所得 3,050 | 総生産 170   | 総生産 170    |
| (3,200)     | (3,200)     | (120)     | (120)      |

| 企 業 部 門     |                        |
|-------------|------------------------|
| 配 分         | 源 泉                    |
| 賃金・俸給 2,400 | 生産物売上 5,000            |
| 税・税外負担 400  | 在庫品増加 400              |
| 総利潤 3,000   | (1) 他企業<br>よりの購入 2,400 |
|             | (2) 借入金利子 200          |
| 総生産 5,800   | 総生産 5,800              |
| (6,000)     | (6,000)                |

(注意) 国民総生産は 5,970

- (3) 法人企業に関する限り、支払い利子の配分は銀行の貸出先別貸出統計等によって、預金を基礎とする帰属計算の場合よりも、正確且つ容易に決定できるものと思われる。
- (4) しかし、個人部門については問題が残る。銀行の消費者に対す

る貸出しについては、消費資金用貸という消費者財の販売とみなせばよいから、原理的には問題がないが、統計上は対個人貸し出しのうちどれだけ個人企業への生産資金であり、どれだけが家計向けの消費資金であるかを判断する十分な資料は見出し難いからである。

(5) しかし、企業の負担する利子は、本来は利潤から支払われるものとみなされるのが、理論的にも企業会計上の慣行からも正しいと考えられる。もっとも、企業の実感感覚（特に日本のように借入れ依存が一般化している状況の下で）からは、利子はコストの一部であるとする方が現実的であるかもしれない。

いずれにせよ、この方法では、利子は利潤に含まれないこととなり、理論的、分析的に多くの問題を生じるおそれがあることが、最大の難点といえよう。しかし、このことに反対する理論的立場には、帰属計算に対しても必ずしも賛成ではないものがあるだろう。それゆえ、この方法を採用する場合に、部門別支払い利子の計算を明示し、必要に応じて部門別利潤に利子を加算しようようにすれば、この立場からの反対を或る程度回避しようと思われる。

(6) もう一つの問題点は、SNA基準等と正反対の方法であるから、国際比較上の難点があるということである。しかし、現状は、各国が必ずしも厳格にSNA基準を採用しているわけではないので、将来はともかく、現状では必ずしも強力な批判とはなりえないだろう。ただしできれば、従来程度の帰属計算による計数を参考表として公表することが望ましい。

× 帰属計算を行なう場合についての二、三の問題

(650)

(1) 上記の私案は、国民所得計算に関する通常の見解に対して、かなりドラステックな修正を要求するものであるから、直ちに採用に踏み切るとは困難であるかもしれない。そこで、金融機関生産物に関する従来帰属計算が踏襲される場合は、修正を要すると考えられる二、三の点を指摘したい。

その第一は、銀行の店義の信用金に関する扱いである。銀行は、預金のほかに、金融債の発行や店義の信用金などで調達した資金をも使用して運用収益を得ているが、その効率は、預金からの資金であろうと、信用金からの資金であろうと違いはない。したがって、運用収益（マイナス銀行の他企業からの購入経費）と支払い預金利子の用きをすべて預金者に帰属させるのは誤りであり、一部は資金の貸し手に帰属させねばならない。そこから、当然に帰属サービスもまた預金者向けのみならず貸し手向けの分を擬制する必要がある。もっとも、金融機関相互の貸借に関しては金融部門内で相殺されることは、金融機関間預金の場合と同じである。日本銀行も結局金融機関部門に包摂されるとすれば、形式的には、巨額の日銀貸出しにも拘わらず、部門連結勘定に影響を与えないことになる。ただし、内容的には、日銀が市中銀行から購入する帰属サービスとは何かという点に問題がある。

また、金融債が銀行以外の企業によって消化される場合も、法人企業部門（金融機関を含む）全体の連結勘定では相殺されてしまうので、このような措置が国民総生産の大きさに影響を与えることはない。

しかし、金融債の消化先が個人部門であるならば、帰属関係は

相殺されずに残ることとなる。したがって、運用収益と預金・借  
用金利息との開きである帰属利息と、それに見合う帰属手数料と  
の配分は、これによって影響されざるをえないだろう。

- (2) 政府出資金または政府融資金を受け入れた金融機関について、  
その帰属利息をすべて民間預金者並びに債権者に帰属することは、  
着しく実状を歪めて表わすことになる。(1)に述べたように、預  
金者のみならず、債権者との間にも帰属計算を行なう場合には、  
政府との間にも帰属計算を行なうことによって、金融機関と民間  
預金者・債権者との関係はある程度正しく捉えられることになろ  
う。ただ政府が金融機関から購入するサービスの内容をどう考え  
るべきかという問題は残る。そのうえ、政府出資または融資の増  
大が、帰属サービス生産の増大を通じて国民総生産をふくらませ  
ることになり、民間の場合以上に疑問の多い結果となる。むしろ、  
政府出資・融資額は、対民間帰属額の決定（配分決定）にのみ利  
用し、政府自体に対する帰属計算は行わないことにすべきではな  
かるうか。

以 上